

## 大分県こころの緊急支援活動隊員登録基準

大分県こころの緊急支援活動隊員の登録をする場合には、以下の1～4の全ての条件を満たしていなければならない。

### (資格の基準)

- 1 次に掲げる資格のいずれかを有すること。
  - (1) 医師
  - (2) 臨床心理士（財団法人日本臨床心理士資格認定協会の資格）
  - (3) 保健師、看護師
  - (4) 精神保健福祉士
  - (5) 大分県こころとからだの相談支援センター所長が、上記資格に相当する知識又は資質を有すると認める者

### (実務経験の基準)

- 2 現に対人援助又はこころのケアに関する業務に従事し実務経験が3年以上の者、若しくは、実務経験が通算して5年以上ある者。

### (健康の基準)

- 3 心身ともに健康であり、次の各号に該当すること。
  - (1) 夜間や休日を含む長時間の業務に耐えられる者
  - (2) こころの緊急支援活動時に、常にチーム活動のできる者

### (その他の要件)

- 4 こころの緊急支援活動に必要な次の各号に掲げる要件を備えていること。
  - (1) 出動要請を受けた際に、概ね出動可能な者（3日の内1日で可）
  - (2) 出動要請があった場合に、速やかに自力で現地に到着できる者
  - (3) 出動要請の際に、常に電話やメールで連絡がとれる者
  - (4) 概ねパソコンの操作が可能で、「一太郎」又は「Word」、「Excel」操作ができる者